

川本町サウンド・ミュージアム 指定管理者募集に係る質問・回答

(平成23年7月21日受付分 その2)

No.	項 目	質 問 内 容	回 答
5	警備業務	<p>警備業務について、これまでの質問に対する回答では「警備の手法は問わない、応募者が提案してください」とあるが、仕様書に警備業法の遵守等の記載があれば、警備業法に基づいた教育を受けた警備員の配置をすることになってしまいます。この件について再度協議いただき、正式な警備員を配置しなくてもよいのであれば、警備業務に関する仕様書の変更をしていただきたい。</p>	<p>警備業法第2条(警備業務の定義)では、警備の定義を「他人の需要に応じて行うもの」とされており、施設の警備を自己が行う場合は警備業法には該当しません。よって、仕様書の内容に「警備業法の遵守」の規定があっても、必ずしも法に基づいた教育を受けた警備員の配置を義務付けるものではありません。仕様書に定めた業務の水準を満たし、安全で快適な施設運営をすることができれば、警備の手法は自由に提案してもらいたいと考えていますので、よりよい提案をお願いします。(仕様書の変更はいたしません。)</p> <p>なお、施設の警備を第三者に委託した場合は、仕様書の内容に関わらず警備業法に該当することになりますので申し添えます。</p>